

第2編 河 川 編	177
第1章 築堤・護岸	177
第1節 適 用	177
第2節 適用すべき諸基準	177
第3節 護岸基礎工	177
第4節 矢板護岸工	178
第5節 法覆護岸工	178
第6節 擁壁護岸工	185
第7節 根固め工	186
第8節 水制工	190
第9節 付帯道路工	190
第10節 付帯道路施設工	192
第11節 光ケーブル配管工	192
第2章 浚渫（河川）	194
第1節 適 用	194
第2節 適用すべき諸基準	194
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	194
第4節 浚渫工（グラブ船）	196
第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	196
第6節 浚渫土処理工	197
第3章 樋門・樋管	198
第1節 適 用	198
第2節 適用すべき諸基準	198
第3節 樋門・樋管本体工	198
第4節 護床工	202
第5節 水路工	202
第6節 付属物設置工	203
第4章 水 門	205
第1節 適 用	205
第2節 適用すべき諸基準	205
第3節 工場製作工	205
第4節 水門本体工	210
第5節 護床工	212
第6節 付属物設置工	214
第7節 鋼管理橋上部工	214
第8節 橋梁現場塗装工	220
第9節 床版工	224
第10節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	225
第11節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	226
第12節 コンクリート管理橋上部工（P C橋）	227

第13節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	228
第14節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	229
第15節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	229
第16節	舗装工	230
第5章	堰	240
第1節	適 用	240
第2節	適用すべき諸基準	240
第3節	工場製作工	240
第4節	可動堰本体工	242
第5節	固定堰本体工	244
第6節	魚道工	244
第7節	管理橋下部工	245
第8節	鋼管理橋上部工	245
第9節	橋梁現場塗装工	246
第10節	床版工	246
第11節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	246
第12節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	247
第13節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	247
第14節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	248
第15節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	249
第16節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	250
第17節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	250
第18節	付属物設置工	251
第6章	排水機場	252
第1節	適 用	252
第2節	適用すべき諸基準	252
第3節	機場本体工	252
第4節	沈砂池工	254
第5節	吐出水槽工	255
第7章	床止め・床固め	257
第1節	適 用	257
第2節	適用すべき諸基準	257
第3節	床止め工	257
第4節	床固め工	259
第5節	山留擁壁工	260
第8章	河川維持	262
第1節	適 用	262
第2節	適用すべき諸基準	262
第3節	巡視・巡回工	262
第4節	除草工	263

第 5 節	堤防養生工	263
第 6 節	構造物補修工	263
第 7 節	路面補修工	265
第 8 節	付属物復旧工	267
第 9 節	付属物設置工	268
第10節	清掃工	268
第11節	植栽維持工	268
第12節	応急処理工	271
第13節	撤去物処理工	271
第 9 章	河川修繕	272
第 1 節	適 用	272
第 2 節	適用すべき諸基準	272
第 3 節	腹付工	272
第 4 節	側帶工	272
第 5 節	堤脚保護工	273
第 6 節	管理用通路工	273
第 7 節	現場塗装工	275

第2編 河 川 編

第1章 築堤・護岸

第1節 適 用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第3章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
5. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）

（平成26年12月一部改正）

第3節 護岸基礎工

1-3-1 一般事項

本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。

1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定による。

1-3-3 基礎工

基礎工の施工については、第1編3-4-3基礎工（護岸）の規定による。

1-3-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

1-3-5 土台基礎工

土台基礎工の施工については、第1編3-4-2土台基礎工の規定による。

第4節 矢板護岸工

1-4-1 一般事項

本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。

1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定による。

1-4-3 笠コンクリート工

1. 笠コンクリートの施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定による。
3. 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
4. プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

1-4-4 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

第5節 法覆護岸工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工、かごマット工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。
3. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。
4. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。

1-5-2 材 料

遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。

（1）遮水シートAは、以下の仕様による。

- 1) 止水材の材質は、4)の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。
- 2) 被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。

- 3) 止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。
 4) 止水材の品質規格は表1-1、2による。

表1-1 純ポリ塩化ビニール：(厚さ：1mm、色：透明) の品質規格

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重			1.25以下	JIS K 6773
硬 さ			80±5	JIS K 6773
引張強さ		N/mm ²	11.8以上	JIS K 6773
伸 び		%	290以上	JIS K 6773
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
※耐 薬 品 性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15
		伸び 変化率	%	±15
		質量 変化率	%	±3
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7
		伸び 変化率	%	±7
		質量 変化率	%	±1
柔 軟 性		°C	-30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2

※公的試験機関のみの試験項目

表 1-2 エチレン酢酸ビニール（厚さ：1mm、色：透明）の品質規格

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重			1.0以下	JIS K 6773
硬 さ			93±5	JIS K 6773
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773
伸 び		%	400以上	JIS K 6773
※老 化 性	質 量 变 化 率	%	±7	JIS K 6773
※耐 薬 品 性	アルカリ 引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ 伸び 变化率	%	±15	JIS K 6773
	アルカリ 質量 变化率	%	±3	JIS K 6773
食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
	伸び 变化率	%	±7	JIS K 6773
	質量 变化率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性		°C	-30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2

※公的試験機関のみの試験項目

5) 被覆材の品質規格は表 1-3 による。

表 1-3 補強布付き繊維性フェルト（厚さ：10mm）の品質規格

試験項目	内 容	単位	規格値	試験方法
密度		g / cm ³	0.13以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		N / mm ² (kgf / cm ²)	1.47以上 (15以上)	JIS L 3204
伸び率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	95以上	JIS L 3204

(2) 遮水シートBは、以下の仕様による。

- 1) 止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)
- 2) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。
- 3) 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。
- 4) 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に**提出**するものとする。
- 5) 上記1) 及び3) は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。
- 6) 止水材の品質規格は、表1-4による。
- 7) 被覆材の品質規格は、(1) . (5) 表1-3によるものとする。

表1-4 止水材の品質規格

試験項目	単位	規格値	試験方法
漏水量	(ml/sec) (1.8m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。

(3) 品質管理

- 1) 止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
- 2) 受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に**提出**するものとする。
 - ① 製品には、止水材及び被覆材の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)
 - ② 品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。
 - ③ 品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。
 - ④ 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。
 - ⑤ 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m²に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。

1－5－3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編3－5－3コンクリートブロック工の規定による。

1－5－4 護岸付属物工

1. 横帶コンクリート、小口止、縦帶コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 小口止矢板の施工については、第1編3－3－4矢板工の規定による。
3. プレキャスト横帶コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帶コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

1－5－5 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、第1編3－5－4緑化ブロック工の規定による。

1－5－6 環境護岸ブロック工

環境護岸ブロック工の施工については、第1編3－5－3コンクリートブロック工の規定による。

1－5－7 石積（張）工

石積（張）工の施工については、第1編3－5－5石積（張）工の規定による。

1－5－8 法枠工

法枠工の施工については、第1編3－3－5法枠工の規定による。

1－5－9 多自然型護岸工

1. 受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。
2. 受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が**設計図書**に示めされていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。
4. 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編3－5－5石積（張）工の規定によるものとする。
5. 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
6. 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。
7. 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。

1－5－10 吹付工

吹付工の施工については、第1編3－3－6吹付工の規定による。

1－5－11 植生工

植生工の施工については、第1編3－3－7植生工の規定による。

1-5-12 覆土工

覆土工の施工については、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。

1-5-13 羽口工

1. 受注者は、じやかごの中詰用ぐり石については、15cm～25cmのもので、じやかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
2. 受注者は、じやかごの詰石については、じやかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じやかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じやかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。
3. 受注者は、じやかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。
4. 受注者は、じやかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじやかご用鉄線と同一規格の鉄線で繋結しなければならない。
5. 受注者は、じやかごの詰石後、じやかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じやかごの開口部を繋結しなければならない。
6. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。
7. 受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。
8. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。

1-5-14 かごマット工

1. かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改定）（以下「鉄線籠型基準」という。）によるほか、**契約図面**及び以下による。
2. 線材は、以下の要求性能を満足することを**確認**するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを**確認**するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。なお、本工事において、蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は**設計図書**によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3. 受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網ごとに網線にしようした線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を**提出**しなければならない。

表1-5 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷がないこと
	強度	洗掘時の破壊抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間1,000時間	メッキ残存量 30N/m ² 以上
			線材磨耗試験	回転数 2,000回転	
	均質性	性能を担保する品質の均等性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
	摩擦抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要なすべりにくさを有すること	面的摩擦試験または線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上
	摩擦抵抗(長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要なすべりにくさを有すること	潜在磨耗試験の線的摩擦試験または面材磨耗試験の面的摩擦係数試験	[線材磨耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材磨耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期磨耗後)

[注1]表1-5の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表3-2-13）を行うものとする。

[注2]メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験期間による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

4. 側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
5. 網線材の端末は、1.5回以上巻き式によって結束し、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については、1.5回巻き以上とするが、リング方式でもよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
6. 連結の方法は、コイル式とし、表1-6のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。
- 7.

表1-6 連結コイル線

線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	コイル間隔 コ イ ル 長 緒
5 mm	50mm以下	80mm以下	(高さ方法30cm) (その他50cm以上) 50cm以上	

[注]コイル長の上段：（ ）書きは、かごの厚さ30cm規格の場合

表 1－7 線材の品質管理試験の内容

試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工 場	線径	$\begin{cases} 3.2 \pm 0.09 \text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{mm} \end{cases}$	JIS G 3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	よじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に 6回以上巻き付け著し い亀裂及び剥離を乗 じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、ま たはICP発光分析法	5巻線に1回
公的試験機関	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
	線径	$\begin{cases} 3.2 \pm 0.09 \text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{mm} \end{cases}$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いてい ないこと	JIS H 0401の間接法 で使用する試験液に よるメッキ溶脱後の 母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、ま たはICP発光分析法	200巻線に1回
摩擦抵抗 (蓋材のみ)	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回
	短期性能型 摩擦係数0.90以上	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験後の 線的摩擦試験	200巻線に1回
	長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期磨耗後)	長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期磨耗後)	面的摩擦試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩擦試験後の 面的摩擦試験	200巻線に1回

[注1]※1 卷線とは、工場における製造単位をいい、約1tとする。

※2 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注2] 線径の基準値の()書きは30cm規格、[]書きは50cm規格。

[注3] メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

8. 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。
9. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合5~15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15~20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

第6節 擁壁護岸工

1-6-1 一般事項

本節は、擁壁護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。

1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-6-3 場所打擁壁工

場所打擁壁工の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

1-6-4 プレキャスト擁壁工

1. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、**設計図書**によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

第7節 根固め工

1-7-1 一般事項

1. 本節は、根固め工として作業土工（床掘り・埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工、袋詰め詰石工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。

1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-7-3 根固めブロック工

1. 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。
2. 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラ無く塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。
3. 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締め付け金具をもって堅固に組立てなければならない。
4. 受注者は、コンクリートの打ち込みにあたっては、打継目を設けてはならない。
5. 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。
6. コンクリート打設後の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートによる。なお、養生水に海水を用いてはならない。
7. 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力が加わらないよう取り扱わなければならない。
8. 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が**確認**できるように記号を付けなければならない。
9. 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
10. 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する

場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。

11. 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。
12. 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みにについては、打継目を設けてはならない。
13. 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。

1-7-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

1-7-5 沈床工

1. 受注者は、粗朶沈床の施工について、連柴は梢を一方に向か径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ繩等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。
2. 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。
3. 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。
4. 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
5. 受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。
6. 受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。
7. 受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、**設計図書**によるものとする。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。
8. 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。
9. 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。
10. 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充てんしなければならない。
11. 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。
12. 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7項～11項の規定により施工しなければならない。
13. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

1－7－6 捨石工

1. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止につとめなければならない。
4. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を**確認**しながら施工しなければならない。
5. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。
6. 受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

1－7－7 かご工

かご工の施工については、第2編1－5－13 羽口工の規定による。

1－7－8 袋詰玉石工

1. 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。
2. 袋型根固め用袋材は、表1－8に示す性能を満足することを**確認**しなければならない。
3. 要求性能の**確認**は、表1－8に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

表 1-8 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法	
			試験方法	基準値
公的試験機関	強度 (※1)	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験 (JIS A 8960に準拠)	(2トン型) (2重) 400N以上 (1重) 700N以上
				(4トン型) (2重) 500N以上 (1重) 900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型： 耐候性は求めない。 長期性能型： 耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレーム カボシーアーク灯式耐候性試験 機により紫外線を7500時 間照射後、JIS A 8960準 拠の引張試験を実施)	(2トン型) (2重) 200N以上 (1重) 200N以上
				(4トン型) (2重) 250N以上 (1重) 250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 (参考資料参照)	燃焼部以上に延焼しないこと。
発注機関	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 (参考資料参照)	有害物質が溶出しないこと。
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料20,000袋あたり、1回の引張試験を実施 (JIS A 8960に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。
	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督職員による事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。

[注] ※1 表1-8の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。

表 1-9 参考資料

[たき火試験]													
袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターする。													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>中詰め材割</td><td>栗石 150 mm</td></tr> <tr> <td>点火方法</td><td>ライター</td></tr> <tr> <td>たき火用材料</td><td>野原の草木（枯れ草、枯れ木）</td></tr> </tbody> </table>		中詰め材割	栗石 150 mm	点火方法	ライター	たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）						
中詰め材割	栗石 150 mm												
点火方法	ライター												
たき火用材料	野原の草木（枯れ草、枯れ木）												
[煮沸試験]													
網地を煮沸中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>浸漬温度</td><td>98 ± 2 °C</td></tr> <tr> <td>浸漬時間</td><td>120 ± 10 min</td></tr> <tr> <td>浸漬水</td><td>蒸留水</td></tr> <tr> <td>試験体の数</td><td>5個</td></tr> <tr> <td>乾燥温度</td><td>105 °C</td></tr> <tr> <td>抽出条件</td><td>網地：水 = 1 : 500</td></tr> </tbody> </table>		浸漬温度	98 ± 2 °C	浸漬時間	120 ± 10 min	浸漬水	蒸留水	試験体の数	5個	乾燥温度	105 °C	抽出条件	網地：水 = 1 : 500
浸漬温度	98 ± 2 °C												
浸漬時間	120 ± 10 min												
浸漬水	蒸留水												
試験体の数	5個												
乾燥温度	105 °C												
抽出条件	網地：水 = 1 : 500												
[飼育試験]													
金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>金魚の飼育時間</td><td>3ヶ月</td></tr> <tr> <td>飼育条件（質量比）</td><td>網地：水 = 1 : 100</td></tr> <tr> <td>金魚の匹数</td><td>3匹</td></tr> </tbody> </table>		金魚の飼育時間	3ヶ月	飼育条件（質量比）	網地：水 = 1 : 100	金魚の匹数	3匹						
金魚の飼育時間	3ヶ月												
飼育条件（質量比）	網地：水 = 1 : 100												
金魚の匹数	3匹												

第8節 水制工

1-8-1 一般事項

1. 本節は、水制工として作業土工（床掘り・埋戻し）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・杵工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。
3. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、**施工計画書**に記載しなければならない。
なお、**設計図書**において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-8-3 沈床工

沈床工の施工については、第2編1-7-5 沈床工の規定による。

1-8-4 捨石工

捨石工の施工については、第2編1-7-6 捨石工の規定による。

1-8-5 かご工

かご工の施工については、第2編1-5-13 羽口工の規定による。

1-8-6 元付工

元付工の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

1-8-7 牛・杵工

1. 受注者は、牛・杵工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じやかごの施工を当日中に完了しなければならない。

2. 受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。

1-8-8 杭出し水制工

1. 受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は**設計図書**に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
2. 受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じやかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。

第9節 付帯道路工

1-9-1 一般事項

本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工、その他これらに類する工種について定める。

1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1－9－3 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、第1編3－3－11路側防護柵工の規定による。

1－9－4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編3－6－4舗装準備工の規定による。

1－9－5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編3－6－5アスファルト舗装工の規定による。

1－9－6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第1編3－6－6コンクリート舗装工の規定による。

1－9－7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、第1編3－6－7薄層カラー舗装工の規定による。

1－9－8 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、第1編3－6－8ブロック舗装工の規定による。

1－9－9 側溝工

1. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
3. 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
5. 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。
6. 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂またはクラッシャラン等を使用しなければならない。
7. 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
8. 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
9. 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
10. 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤の出現が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
11. 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクショ

ンを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

12. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については、**設計図書**によるものとし、予期しない沈下の恐れがあつて、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-9-10 集水樹工

1. 受注者は、集水樹の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。
2. 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

1-9-11 縁石工

縁石工の施工については、第1編3-3-8縁石工の規定による。

1-9-12 区画線工

区画線工の施工については、第1編3-3-12区画線工の規定による。

第10節 付帯道路施設工

1-10-1 一般事項

本節は、付帯道路施設工として境界杭、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定める。

1-10-2 境界工

1. 受注者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に**連絡**しなければならない。
2. 受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、**設計図書**に示す深さまで掘削することが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、**設計図書**に示す場合を除き、杭の矢印の先端を用地境界線に一致させ、杭が内側（官地側）になるように施工しなければならない。

1-10-3 道路付属物工

道路付属物工の施工については、第1編3-3-13道路付属物工の規定による。

1-10-4 標識工

標識工の施工については、第1編3-3-9小型標識工の規定による。

第11節 光ケーブル配管工

1-11-1 一般事項

本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り・埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。

1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

1-11-3 配管工

- 受注者は、配管工に使用する材料について、監督員の承諾を得る。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。
- 受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。
- 受注者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。
- 受注者は、特種部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。
- 受注者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。

1-11-4 ハンドホール工

- 受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- 受注者は、保護管との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

第2章 浚渫（河川）

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）

2-3-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船、官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**報告**するとともに、速やかに取り除かなければならない。
5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 受注者は、浚渫工の施工において、渴水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

2-3-2 浚渫船運転工（民船、官船）

1. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに**設計図書**に関する監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに**設計図書**に関する監督職

員協議しなければならない。

3. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。
4. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫の作業位置を隨時**確認**できるようにし、監督職員が作業位置の**確認**を求めた場合は、**設計図書**にその位置を示さなければならない。
5. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。
6. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。
7. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。
8. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。
9. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の**確認**については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の**確認**がでなきない場合には、排土箇所の実測結果により**確認**しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が**確認**された場合には、この沈下量を含むものとする。
10. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、**設計図書**に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあつても、その部分は出来高数量としてはならない。
11. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来形**確認**済の部分を除き、再施工しなければならない。

2-3-3 作業船及び機械運転工

受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を**施工計画書**に記載しなければならない。

2-3-4 配土工

1. 受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。
2. 受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければなばならない。

第4節 浚渫工（グラブ船）

2-4-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**報告**するとともに、速やかに取り除かなければならない。
5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 受注者は、浚渫工の施工において、渕水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

2-4-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第2編2-3-2-2 浚渫船運転工の規定による。

2-4-3 作業船運転工

受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-6 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 台数
- (2) 設置位置等

2-4-4 配土工

配土工の施工については、第2編2-3-4 配土工の規定による。

第5節 浚渫工（バックホウ浚渫船）

2-5-1 一般事項

1. 本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に**報告**するとともに、すみやかに取り除かなければならない。

なければならない。

5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
6. 受注者は、浚渫工の施工において、渕水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

2-5-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第2編2-3-2浚渫船運転工の規定によるものとする。

2-5-3 作業船運転工

作業船運転工の施工については、第2編2-4-3作業船運転工の規定によるものとする。

2-5-3 揚土工

揚土工の施工については、第2編2-3-4配土工の規定によるものとする。

第6節 浚渫土処理工

2-6-1 一般事項

本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定める。

2-6-2 浚渫土処理工

1. 受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。
2. 受注者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。
3. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。

第3章 橋門・樋管

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、権門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定による。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第3章第7節地盤改良工、第1編第3章第9節構造物撤去工、第1編第3章第10節仮設工の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。
5. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月）
建設省 河川砂防技術基準（案）	（平成9年10月）
国土開発技術研究センター 柔構造権門設計の手引き	（平成10年11月）
国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（平成25年3月）
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（平成22年4月）

第3節 権門・樋管本体工

3-3-1 一般事項

1. 本節は、権門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、権門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、権門・樋管の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。
5. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。

- 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。

3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

- 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。
- 受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が**設計図書**と異なる場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、仮締切内に予期しない湧水のある場合には、その処置について監督職員に**協議**しなければならない。
- 地盤改良の施工については、第1編第3章第7節地盤改良工の規定による。

3-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-4 既製杭工の規定による。

3-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-5 場所打杭工の規定による。

3-3-5 矢板工

- 矢板工の施工については、第1編3-3-4 矢板工の規定による。
- 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。
- 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいう。

3-3-6 函渠工

- 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
- 受注者は、基礎地盤支持力の**確認**を**設計図書**で定められている場合は、基礎地盤の支持力を**確認**し監督職員に**報告**しなければならない。
- 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した場合は速やかに監督職員に**報告**しなければならない。
- 受注者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。
 - 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。
 - 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。
 - 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
 - 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

5. 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。

(1) 布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。

(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来形等)については**設計図書**によるものとし、予期しない沈下の恐れがあつて、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

6. 受注者は、鉄筋コンクリート（R C）及びプレストレストコンクリート（P C）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。

(2) 受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。

(3) 受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理しなければならない。

(4) 受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。

(5) 受注者は、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。

(6) 受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。

(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。

7. 受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、**設計図書**に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。

(2) 受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。

(3) 受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。

(4) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはら

- わなければならない。
- (5) 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、**設計図書**によらなければならない。
- (6) 受注者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。
- ① 気温が5℃以下のとき。
 - ② 湿度が85%以上のとき。
 - ③ 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
 - ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。
 - ⑤ 降雨等で表面が濡れているとき。
 - ⑥ 風が強いとき及び塵埃が多いとき。
 - ⑦ その他、監督職員が不適当と認めたとき。
- (7) 受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。
- (8) 受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。
- (9) 受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。
- (10) 受注者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。
- (11) 受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。
8. 受注者は、ダクトタイル鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。
- (1) 受注者は、JIS G 5526（ダクトタイル鉄管）及びJIS G 5527（ダクトタイル鉄異形管）に適合したダクトタイル鉄管を用いなければならない。
 - (2) 受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたもの用いなければならない。
 - (3) 受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種について**確認**しなければならない。
 - (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確かめた上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。
 - (5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクトタイル鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したもの配置しなければならない。
 - (6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。
 - (7) 受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鉄管を塗装しなければならない。
 - (8) 受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。
 - (9) 受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。

3-3-7 翼壁工

1. 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。
2. 受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位

が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

3. 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

3-3-8 水叩工

受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

第4節 護床工

3-4-1 一般事項

本節は、護床工として作業土工（床掘り、埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。

3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

3-4-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第2編1-7-3根固めブロック工の規定による。

3-4-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。

3-4-5 沈床工

沈床工の施工については、第2編1-7-5沈床工の規定による。

3-4-6 捨石工

捨石工の施工については、第2編1-7-6捨石工の規定による。

3-4-7 かご工

かご工の施工については、第2編1-5-13羽口工の規定による。

3-4-8 かごマット工

かごマット工の施工については、第2編1-5-14かごマット工の規定による。

第5節 水路工

3-5-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水桿工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

3-5-3 側溝工

側溝工の施工については、第2編1-9-9側溝工の規定による。

3－5－4 集水枠工

集水枠工の施工については、第2編1－9－10集水枠工の規定による。

3－5－5 暗渠工

1. 暗渠工の施工については、第2編3－3－6函渠工の規定による。
2. 受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。

3－5－6 橋門接続暗渠工

橋門接続暗渠工の施工については、第2編3－3－6函渠工の規定による。

第6節 付属物設置工

3－6－1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工（床堀り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。

3－6－2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3－3－3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定による。

3－6－3 防止柵工

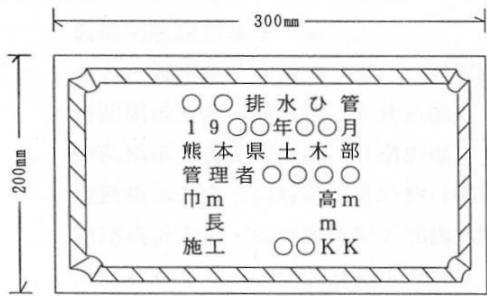
防止柵工の施工については、第1編3－3－10防止柵工の規定による。

3－6－4 境界工

1. 受注者は、境界杭（鉛）の設置位置については、監督職員の**確認**を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に**報告**しなければならない。
2. 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、**設計図書**に示す場合を除き、杭の矢印の先端を用地境界線に一致させ、杭が内側（官地側）になるように施工しなければならない。
4. 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。
5. 受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。

3－6－5 銘板工

受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を**設計図書**に基づき施工しなければならない。ただし、**設計図書**に明示のない場合は、次の様式寸法を標準として、監督職員の指示する箇所に取付なければならない。なお、銘板は、厚さ13mm（内字厚5mm）の鋳鉄を標準とする。



3-6-6 点検施設工

受注者は、点検施設を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3-6-7 階段工

受注者は、階段工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3-6-8 観測施設工

受注者は、観測施設を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3-6-9 グラウトホール工

受注者は、グラウトホールを**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第4章 水 門

第1節 適 用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 工場製品輸送工、仮設工は、第1編第3章第8節工場製品輸送工、第1編第3章第10節仮設工の規定による。
3. 河川土工、軽量盛土工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	(平成26年12月)
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案） （基準解説編・設備計画マニュアル編）	(平成28年10月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I共通編）	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II鋼橋・鋼部材編）	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IIIコンクリート橋・コンクリート部材編）	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）	(平成29年11月)
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	(平成3年3月)
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	(平成22年4月)
国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説	(平成22年4月)
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成16年4月)

第3節 工場製作工

4-3-1 一般事項

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋸造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

4-3-2 材 料

1. 受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）について

以下のとおり確認しなければならない。

- ① 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状、寸法確認によるものとする。
- なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付が付いているものに限る。
- ② 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。
- ③ 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。
2. 受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。
3. 受注者は、溶接材料の使用区分を表4-1に従って設定しなければならない。

表4-1 溶接材料区分

使用区分	使 用 す る 溶 接 材
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求地と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐鋼性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。

なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。

- (1) 耐候性鋼材を溶接する場合
(2) SM490以上の鋼材を溶接する場合

4. 受注者は、被覆アーク溶接棒を表4-2に従って乾燥させなければならない。

表 4-2 溶接棒乾燥の温度と時間

溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間
軟鋼用被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後 12 時間以上 経過したときもしくは溶接棒 が吸湿したおそれがあるとき	100～150°C	1 時間以上
低水素系被覆 アーク溶接棒	乾燥（開封）後 4 時間以上 経過したときもしくは溶接棒 が吸湿したおそれがあるとき	300～400°C	1 時間以上

5. 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 4-3 に従って乾燥させ
なければならない。

表 4-3 フラックスの乾燥の温度と時間

フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間
溶触 フラックス	150～200°C	1 時間以上
ボンドフラックス	200～250°C	1 時間以上

6. CO₂ガスシールドアーク溶接に用いるCO₂ガスは、JIS K 1106（液化二酸化炭
素（液化炭酸ガス））に規定された第3種を使用するものとする。

7. 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、**設計
図書**に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により、監督職員の**承諾**を得
なければならない。
- (2) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いについては関係
諸法令、諸法規を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料
の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表 4-4 の基準を遵守しなければならない。

表 4-4 多液形塗料の可使時間

塗料名	可使時間(時間)	
長ばく形エッティングプライマー	20℃	8以内
無機ジンクリッヂプライマー		
無機ジンクリッヂペイント	20℃	5以内
有機ジンクリッヂペイント		
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃	8以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃	5以内
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃	3以内
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗		
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃	5以内
	30℃	3以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃	3以内
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5℃	5以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)		
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	10℃	3以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃	1以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	10℃	1以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃	5以内
ふつ素樹脂塗料用中塗		
ふつ素樹脂塗料上塗	20℃	5以内
弱溶剤形ふつ素樹脂塗料用中塗		
弱溶剤形ふつ素樹脂塗料上塗		
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗		
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	30℃	3以内
コンクリート塗装用ふつ素樹脂塗料上塗		
コンクリート塗装用柔軟形ふつ素樹脂塗料上塗		

(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッヂペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

4-3-3 柄製作工

柄製作工の施工については、第1編3-3-14柄制作工の規定による。

4-3-4 鋼製伸縮継手製作工

1. 製作加工

(1) 受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

(2) 受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。

(3) 受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。

(4) 受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。

2. ボルト・ナットの施工については、第2編5-3-4柄製作工の規定による。

4-3-5 落橋防止装置製作工

1. 製作加工

PC鋼材による耐震連結装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、PC鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、**設計図書**によらなければならない。

2. ボルト・ナットの施工については、第1編3-3-14桁製作工の規定による。

4-3-6 鋼製排水管製作工

1. 製作加工

- (1) 受注者は、排水管及び取付金具の防食については、**設計図書**によらなければならぬ。

- (2) 受注者は、取付金具と桁本体との取付ピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取り付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。

- (3) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取り合いの確認を行わなければならない。

2. ボルト・ナットの施工については、第1編3-3-14桁製作工の規定によるものとする。

4-3-7 橋梁用防護柵製作工

1. 製作加工

- (1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合

- ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。

この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

- ② 受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275g/m²（両面付着量）以上としなければならない。

その場合受注者は、亜鉛の付着量が前途以上であることを**確認**しなければならない。

- ③ 受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。

- (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合

- ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

- ② 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の(HDZ55)の550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。

- ③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。

2. ボルト・ナット

- (1) ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合については、本条1項の製作加工（1）

塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス製のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

(2) ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合については、本条1項の製作加工
(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

3. アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定によるものとする。

4-3-8 鋳造費

受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）によらなければならない。

4-3-9 仮設材製作工

受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

4-3-10 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編3-3-15工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 水門本体工

4-4-1 一般事項

1. 本節は、水門本体工として作業土工（床堀り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
3. 受注者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**に基づき施工しなければならない。
4. 受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。
5. 受注者は、水門の施工において、**設計図書**に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。

4-4-2 材 料

水門工の施工に使用する材料は**設計図書**に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督職員と**協議**しなければならない。

4-4-3 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定による。

4-4-4 既設杭工

既設杭工の施工については、第1編3-4-4既設杭工の規定による。

4-4-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-5場所打杭工の規定による。

4-4-6 矢板工（遮水矢板）

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

4-4-7 床版工

1. 受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連續して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。
3. 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。

なお、同時施工が困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。

4. 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。

4-4-8 堀柱工

1. 受注者は、端部堀柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堀柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連續して施工しなければならない。
3. 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第2編4-4-7床版工第3項及び第4項の規定による。

4-4-9 門柱工

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第2編4-4-7床版工第3項及び第4項の規定による。

4-4-10 ゲート操作台工

1. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台1ブロックを打ち継ぎ目なく連續して施工しなければならない。
2. 受注者は、操作台開孔部の施工については、**設計図書**に従い補強しなければならない。

4-4-11 胸壁工

胸壁工は、水門本体と一体とした構造とするものとする。

4-4-12 翼壁工

1. 翼壁工は、水門及び水門本体と分離させた構造とするものとする。
2. 受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。
3. 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければ

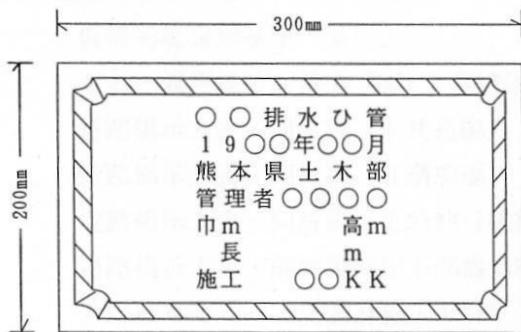
ならない。

4-4-13 水叩工

- 受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

4-4-14 名板及び標示板

受注者は、名板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付場所、記載事項を**設計図書**のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は、次の様式寸法を標準として、監督職員の指示する箇所に取付けなければならない。なお、銘版は、厚さ13mm（内字厚5mm）の鋳鉄を標準とする。



第5節 護床工

4-5-1 一般事項

- 本節は、護床工として作業土工（床堀り・埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。

4-5-2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定による。

4-5-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第2編1-7-3根固めブロック工の規定による。

4-5-4 間詰工

- 間詰コンクリートの施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

- 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

4-5-5 沈床工

沈床工の施工については、第2編1-7-5沈床工の規定による。

4-5-6 捨石工

捨石工の施工については、第2編1-7-6捨石工の規定による。

4-5-7 かご工

- かご工の施工については、第2編1-5-13羽口工の規定による。

4-5-8 かごマット工

かごマット工の施工については、第2編1-5-14かごマット工の規定による。

第6節 付属物設置工

4-6-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工（床堀り・埋戻し）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。

4-6-2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定による。

4-6-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編3-3-10防止柵工の規定による。

4-6-4 境界工

境界工の施工については、第2編3-6-4境界工の規定による。

4-6-5 管理橋受台工

受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された構造により難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

4-6-6 銘板工

銘板工の施工については、第2編3-6-5銘板工の規定による。

4-6-7 点検施設工

点検施設工の施工については、第2編3-6-6点検施設工の規定による。

4-6-8 階段工

階段工の施工については、第2編3-6-7階段工の規定による。

4-6-9 観測施設工

観測施設工の施工については、第2編3-6-6観測施設工の規定による。

第7節 鋼管理橋上部工

4-7-1 一般事項

1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に**提示**しなければならない。なお、測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに**提出し指示**を受けなければならない。
3. 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを**確認**しておかなければならない。
4. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを**確認**しなければならない。
5. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

4-7-2 材 料

1. 受注者は、**設計図書**に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確保しなければならない。
 - (1) 仮設物の設置条件(設置期間、荷重頻度等)
 - (2) 関係法令
 - (3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件(既往の使用状態等)
2. 受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。
3. 舗装工で以下の材料を使用する場合は、**設計図書**によらなければならない。
 - (1) 表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2) 石粉以外のフィラーの品質
4. 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督職員へ**提出**しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督職員の**承認**を得て、試験結果の**提出**を省略する事ができる。
 - (1) 基層及び表層に使用する骨材
5. 受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に**提出**しなければならない。
 - (1) 基層及び表層に使用するアスファルト
 - (2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、品質の証明を監督職員に**承諾**された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。
6. 受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の**提出**により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。
 - (1) 基層及び表層に使用する骨材
7. 現場塗装の材料については、第2編4-3-2 材料の規定によるものとする。

4-7-3 地組工

1. 地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。
 - (1) 仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。
 - (2) 部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。
 - (3) 仮置き中に部材が、汚損及び腐食を生じないように対策を講じなければならない。
 - (4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に**報告**し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。
2. 地組立については、下記の規定によるものとする。
 - (1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。
 - (2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に**報告**し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを**確認**しなければならない。

4-7-4 架設工（クレーン架設）

1. 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。
2. 桁架設については下記の規定によるものとする。
 - (1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。
 - (2) I 桁等フランジ幅の狭い主桁を 2 ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
 - (3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。
 - (4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。

4-7-5 架設工（ケーブルクレーン架設）

1. アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。
2. 受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。
3. 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。

4-7-6 架設工（ケーブルエレクション架設）

1. ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第 2 編 4-7-5 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。
2. 桁架設については、下記の規定による。
 - (1) 直吊工法
受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形を伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。
 - (2) 斜吊工法
 - ①受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。
 - ②受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を書く段階で検討しなければならない。

4-7-7 架設工（架設桁架設）

1. ベント設備・基礎については、第 2 編 4-7-4 架設工（クレーン架設）の規定による。
2. 受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。
3. 桁架設については、下記の規定によるものとする。
 - (1) 手延機による方法

- ① 架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。
- (2) 台船による方法

受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。
- (3) 横取り工法
 - ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。
 - ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。

4-7-8 架設工（送出し架設）

1. 受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。
2. 桁架設の施工については、第2編4-7-7 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

4-7-9 架設工（トラベラークレーン架設）

1. 受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。
2. 受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
3. 受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
4. 受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。

4-7-10 支承工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）によらなければならない。

4-7-11 現場継手工

1. 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。
また、接合される材片の接触面を表4-5（A）に示すすべり係数が得られるよう、下記に示す処置を施すものとする。
 - (1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥などを清掃して取り除かなければならない。
 - (2) 接触面を塗装する場合は、表4-5（B）に示す条件に基づき、無機ジンクリッヂペイントを使用するものとする。

表4-5 (A) すべり係数

項目	すべり係数
a) 接触面を塗装しない場合	0.40以上
b) 接触面に無機ジンクリッヂペイントを塗装する場合	0.45以上

表4-5 (B) 厚膜型無機ジンクリッヂペイントを塗布する場合の条件

項目	条件
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm 以上
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80% 以上
亜鉛末の粒径 (50% 平均粒径)	10 μm 程度以上

- (3) 接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着せしめるようにしなければならない。
3. ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。
- (1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行なわなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を**確認**しなければならない。
- (2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。
- (3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。
- (4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるなければならない。
- ただし、回転法はF 8 T、B 8 Tのみに用いるものとする。
- a) ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転（120度）±30度
- b) ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。
- (5) ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。
- (6) ボルトの締付機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を**確認**しなければならない。
- ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。
 - ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。
 - ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。た

だし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。

4. 締付ボルト軸力については、下記の規定によるものとする。

(1) セットのトルク係数値は0.11～0.16に適合するものとする。

(2) 摩擦接合ボルトを表4-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。

表4-6 設計ボルト軸内 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F 8 T B 8 T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F 10 T S 10 T B 10 T	M20	165
	M22	205
	M24	238

(3) トルク法によって締付ける場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。

(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の共試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4-7(A)及び表4-7(B)に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

表4-7 (A) 常温時 (10°C～30°C) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290

表4-7 (B) 常温時以外の(0°C~10°C、30°C~60°C)の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167~211
	M22	207~261
	M24	241~304

(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表4-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。

表4-8 耐力点法による締付けボルト軸力の平均値

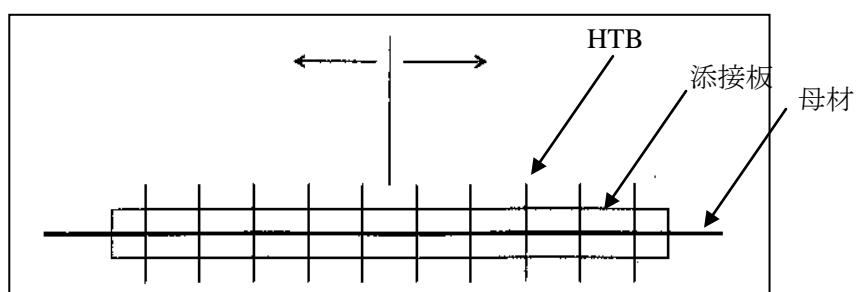
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付け ボルト軸力の平均値 (kN)
F10T	M20	0.196 σ_y ~ 0.221 σ_y
	M22	0.242 σ_y ~ 0.273 σ_y
	M24	0.282 σ_y ~ 0.318 σ_y

[注] σ_y : ボルトの試験片の耐力 (N/mm²) (JIS Z 2241の4号試験片による)

5. 受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かつて行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。

なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。

図4-1 ボルト締付け順序



6. 受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。

7. 締付け確認については、下記の規定によるものとする。

- (1) 締付け確認をボルト締付け後すみやかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
- (2) ボルトの締付け確認については、下記の規定によるものとする。

① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トル

- クレンチによって締付け確認を行わなければならない。
- ② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマークリングによる外観確認を行わなければならない。
- (3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。
8. 受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。
9. 現場溶接
- ① 受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。
 - ② 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。
 - ③ 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。
 - ④ 受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。
 - ⑤ 受注者は、溶接現場の気象条件が下記に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。
 - 1) 雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合
 - 2) 雨上がり直後
 - 3) 風が強いとき
 - 4) 気温が5°C以下の場合
 - 5) その他監督職員が不適当と認めた場合
 - ⑥ 受注者は、現場継手の圧接作業については、常に安定した姿勢で施工できるよう、作業場には安全な足場を設けなければならない。

第8節 橋梁現場塗装工

4-8-1 一般事項

本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。

4-8-2 現場塗装工

1. 受注者は、鋼橋の現場塗装は床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は鋼製えん堤の据付終了後に行うものとし、これにより難い場合は、設計図書によらなければならぬ。
2. 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。
3. 受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、必要な処置を講じなければならない。

4. 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に関しては各塗布方法の特徴を理解して行なわなければならない。
 5. 受注者は、現場塗装の前にジンクリッヂペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。
 6. 受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅各部その他の構造の複雑な部分について、必要膜厚確保するように施工しなければならない。
 7. 受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。
 8. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaClが50mg/m² 以上の時は水洗いしなければならない。
 9. 受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 塗装禁止条件は、表4-9に示すとおりである。

表4-9 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (R H %)
長ばく形エッティングプライマー	5以下	85以上
無機ジンクリッヂプライマー	0以下	50以下
無機ジンクリッヂペイント	5以下	85以上
有機ジンクリッヂペイント	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用※	5以下	85以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下、20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	10以下、30以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下、20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上

鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上
--	-----	------

- (1) 降雨等で表面が濡れているとき。
- (2) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。
- (3) 塗料の乾燥前に降雨、**降雪**、**降霜**のおそれがあるとき。
- (4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。
- (5) その他監督職員が不適当と認めたとき。

10. 受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

11. 受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。

13. 下塗

(1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を**確認**したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。

(2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。

(3) 受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で**設計図書**に示されている場合または、監督職員の**指示**がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。

(4) 受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。

(5) 受注者は、溶接や予熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。

ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

14. 中塗、上塗

(1) 受注者は、中塗り、上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を**確認**したうえで行わなければならない。

(2) 受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までをすみやかに行わなければならない。

15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触面は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッヂペイントを $30 \mu\text{m}$ 塗布するものとする。

16. 検査

- (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。
- (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m²単位毎に25点（1点あたり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は、10m²ごとに1点とする。
- (4) 受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。
- (5) 受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。
- (6) 受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
- ① 塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚**合計値**の90%以上とするものとする。
 - ② 塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚**合計値**の70%以上とするものとする。
 - ③ 塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚**合計値**の20%を越えないものとする。ただし、**標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。**
 - ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が**管理基準値**を満足すれば合格とし、不合格の場合は、**最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。**
- (7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、**塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示**しなければならない。
- また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を**確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示**しなければならない。

17. 記録

- (1) 受注者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。
- (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは耐候性に優れたフィルム条の粘着シートにより図4-2のとおり記録しなければならない。

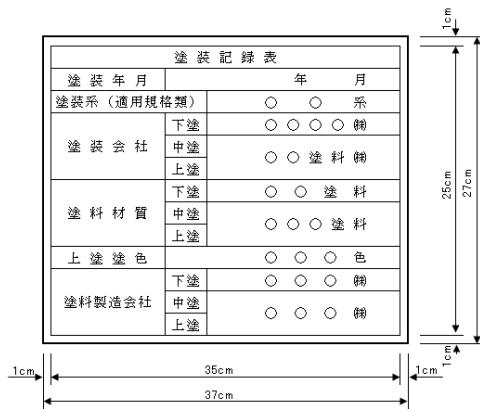


図 4-2

第9節 床版工

4-9-1 一般事項

本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。

4-9-2 床版工

1. 鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。

- (1) 床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について監督職員と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。
- (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1 m²あたり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込み中、その形状を保つようにしなければならない。
- (5) 受注者は、床版には、排水溝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。
- (6) 受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は、下記によらなければならない。
 - ① ポンプ施工を理由に強度及びスランプ等コンクリートの品質を低下させてはならない。
 - ② 吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。
 - ③ 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。
- (7) 受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。

- (8) 受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。
- (9) 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編第5-6-9養生に基づき施工しなければならない。
- (10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。
- (11) 受注者は、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編第1章1-1-3後片付け)を行なわなければならない。
- (12) 受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2. 鋼床版について下記の規定によるものとする。

- (1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。

第10節 橋梁付属物工（鋼管理橋）

4-10-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として、伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。

4-10-2 伸縮装置工

- 1. 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
- 2. 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、**設計図書**によらなければならぬ。

4-10-3 排水装置工

受注者は、排水溝の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水溝水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。

4-10-4 地覆工

受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。

4-10-5 橋梁用防護柵工

受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、**設計図書**に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

4-10-6 橋梁用高欄工

受注者は、鋼製高欄の施工については、**設計図書**に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。

4-10-7 検査路工

受注者は、検査路工の施工については、**設計図書**に従い、正しい位置に設置しなければならない。

4-10-8 銘板工

- 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図4-3によらなければならない。

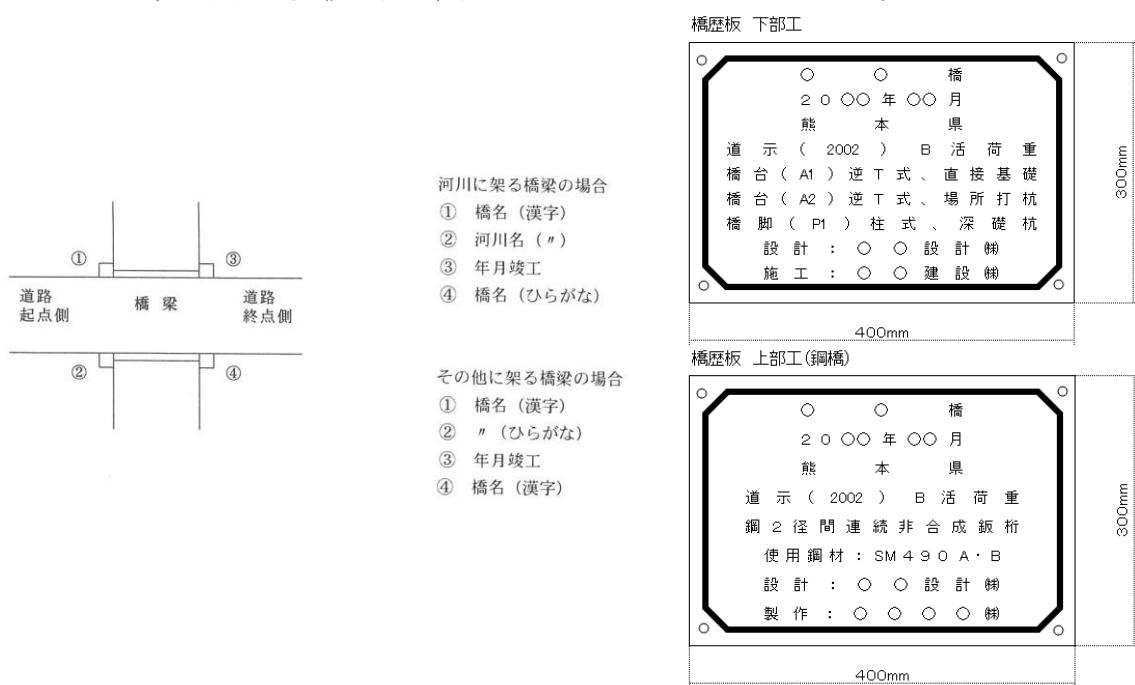


図4-3

- 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の**指示**によらなければならない。
- 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない。

第11節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）

4-11-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として、橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。

4-11-2 橋梁足場工

受注者は、足場設備の設置について、**設計図書**において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式

等によって施工しなければならない。

4-11-3 橋梁防護工

受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の傷害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならぬ。

4-11-4 昇降用設備工

受注者は、登り桟橋、工事用エレベーターの設置について、**設計図書**において、特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。

第12節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

4-12-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-6 施工計画書第1項の施工計画への記載内容に加えて次の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - (3) 主桁制作設備（機種、性能、使用期間等）
 - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れのない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJISまたは**設計図書**に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）

1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。
2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。
 - (1) PC鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。
 - (2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm²以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。
 - (3) コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたもの。

- 1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。
 - 2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。
 - (4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。
3. 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに下記の事項を表示しなければならない。
- ①工事名または記号
 - ②コンクリート打設月日
 - ③通し番号

4-12-3 ポストテンション桁製作工

1. 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、主型枠製作図面を作成し、**設計図書**との適合を確認しなければならない。
 - (2) 受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。
 - (3) 受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。
 - (4) 受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。
2. PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。
 - (1) 横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。
 - (2) 受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。
 - (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。
 - (4) PC鋼材またはシースが**設計図書**で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。
 - (5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。
 - (6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配置しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。
3. PC緊張の施工については、下記の規定によるものとする。
 - (1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後に

コンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを**確認**しなければならない。なお、圧縮強度の**確認**は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

- (2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを**確認**しなければならない。
- (3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。
① 引張装置のキャリブレーション
② PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験
- (4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を**提出**しなければならない。
- (5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。
- (6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。
- (7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。
- (8) プレストレッシングの施工は、「**道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11 PC鋼材工及び緊張工**」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。
- (9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (10) 緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
- (11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。
4. グラウトの施工については、下記の規定による。
- (1) 受注者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。
① グラウトに用いるセメントはJIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、それにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
② 混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。
③ グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。
④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、 $30.0\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とするものとする。
⑤ グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とするものとする。
⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0%以下とするものとする。
⑦ グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、普通ポルトランドセメント質量の0.

08%以下とするものとする。

- ⑧ グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。
- (2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。
- ① 流動性試験
 - ② ブリーディング率及び体積変化率の試験
 - ③ 圧縮強度試験
 - ④ 塩化物含有量の測定
- (3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を**確認**した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したこと**確認**して作業を完了しなければならない。
- (4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。
- (5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。
- (6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも**3日間**、5°C以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。
- (7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- なお、注入時のグラウトの温度は35°Cを超えてはならない。
5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止装置を行わなければならない。
6. 主桁製作設備の施工については、下記の規定によらなければならぬ。
- (1) 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。
7. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によらなければならぬ。
- (1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。
 - (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。
 - (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し、部材コンクリートと一体化が図られるものとする。
 - (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。

4-12-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）

プレキャストブロック購入については、第2編4-12-2プレテンション桁製作工

の規定によるものとする。

4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工

1. 受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。
2. ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。
 - (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表4-10に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。なお、接着剤の試験方法はJSC-E-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・規準編」（土木学会、平成25年11月）による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

表4-10 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準

品質項目		単位	品質規格	試験温度	養生条件
未硬化の接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—
	粘度	MPa·s	$1 \times 10^4 \sim 10 \times 10^4$		
	可使時間	時間	2以上		
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		
硬化した接着剤	密度	g/cm ³	1.1~1.7	23±2℃	23±2℃ 2℃ 7日間
	引張強さ	N/mm ²	12.5以上		
	圧縮強さ	N/mm ²	50.0以上		
	引張せん断接着強さ	N/mm ²	12.5以上		
	接着強さ	N/mm ²	6.0以上		

- 注：①可使時間は練りまぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。
 ②だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。
 ③接着強さは、せん断試験により求めるものとする。

- (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レンタス、ごみ、油などを取り除かなければならない。
- (3) プレキャストブロックの接合にあたって、**設計図書**に示す品質が得られるように施工しなければならない。
- (4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生

じないようにしなければならない。

3. PCケーブル及びPC緊張の施工については、第2編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。
4. グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。
 - (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。
 - (2) グラウトについては、第2編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定による。

4-12-6 支承工

支承工の施工については、「**道路橋支承便覧第5章支承部の施工**」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。

4-12-7 枠設工（クレーン架設）

枠架設については、第2編4-7-4架設工（クレーン架設）の規定による。

4-12-8 架設工（架設枠架設）

枠架設については、第2編4-7-4架設工（クレーン架設）の規定による。

4-12-9 床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第2編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

4-12-10 落橋防止装置工

受注者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

4-13-1 一般事項

本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。

4-13-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。

4-13-3 支承工

支承工の施工については、「**道路橋支承便覧第5章支承部の施工**」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

4-13-4 落橋防止装置工

請負者は、**設計図書**に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

4-13-5 PCホロースラブ製作工

1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。
2. 受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。
3. コンクリートの施工については、第2編4-12-3ポストテンション桁製作工の規

定による。

4. PCケーブル・PC緊張の施工については、第2編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定による。
5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレスコンクリート工法設計施工指針6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。
6. グラウトの施工については、第2編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定による。

第14節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）

4-14-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。

4-14-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第2編4-10-2伸縮装置工の規定による。

4-14-3 排水装置工

排水装置工の施工については、第2編4-10-3排水装置工の規定による。

4-14-4 地覆工

地覆工の施工については、第2編4-10-4地覆工の規定による。

4-14-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、第2編4-10-5橋梁用防護柵工の規定による。

4-14-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、第2編4-10-6橋梁用高欄工の規定による。

4-14-7 検査路工

検査路工の施工については、第2編4-10-7検査路工の規定による。

4-14-8 銘板工

銘板工の施工については、第2編4-10-8銘板工の規定による。

第15節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）

4-15-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。

4-15-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、第2編4-11-2橋梁足場工の規定による。

4-15-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、第2編4-11-3橋梁防護工の規定による。

4-15-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、第2編4-11-4昇降用設備工の規定による。

第16節 舗装工

4-16-1 一般事項

1. 本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラ一舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

4-16-2 材 料

1. 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。
舗装工で使用する材料については、第1編3-6-2アスファルト舗装の材料、3-6-3コンクリート舗装の材料の規定による。
2. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、**設計図書**によらなければならない。
 - (1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物
 - (2) グースアスファルト混合物
3. 受注者は、**設計図書**によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならぬ。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
4. 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、**設計図書**に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならぬ。
5. 受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の**承諾**を得て現場配合を決定しなければならぬ。
6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「**道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査**」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。

4-16-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編3-6-4舗装準備工の規定による。

4-16-4 橋面防水工

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第2編4-16-9グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、

設計図書によらなければならぬ。

4. 橋面防水工の施工にあたっては、「**道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工**」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第1編3－6－5アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
5. 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滯水箇所を発見したときは、監督職員に**報告**し、排水設備の設置などについて、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

4-16-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編3－6－5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

4-16-6 半たわみ性舗装工

1. 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第1編2-10-1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならぬ。
2. 半たわみ性舗装工の施工については、第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、**設計図書**によらなければならぬ。
4. 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「**舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工**」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「**舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工**」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「**アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工**」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「**舗装再生便覧第2章2-7施工**」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。

4-16-7 排水性舗装工

1. 排水性舗装工の施工については第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定による。
2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、「**舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装**」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「**舗装再生便覧第2章2-7施工**」（日本道路協会、平成25年1月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならぬ。
3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表4-11の標準的性状を満足するものでなければならない。

表4-11 ポリマー改質アスファルトHの標準的性状

項目	種類 付加記号	H型	
		H型	H型-F
軟化点	℃	80.0 以上	
伸度	(7℃) cm	—	—
	(15℃) cm	50 以上	—
タフネス (25℃)	N·m	20 以上	—

テナシティ (25°C)	N·m	—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—
フーラス脆化点	°C	—	-12 以下
曲げ仕事量(-20°C)	kPa	—	400 以上
曲げスティフネス(-20°C)	MPa	—	100 以下
針入度 (25°C)	1/10mm	40 以上	
薄膜加熱量変化率	%	0.6 以下	
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65 以下	
引火点	°C	260 以上	
密度 (15°C)	g/cm³	試験表に付記	
最適混合温度	°C	試験表に付記	
最適締固め温度	°C	試験表に付記	

4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（P K R-T）を使用することとし、表4-12の標準的性状を満足するものでなければならない。

表4-12 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

項目	種類および記号	P K R-T
エングラー度(25°C)		1~10
セイボルトフロール秒(50°C)	s	—
ふるい残留分(1.18mm)	%	0.3 以下
付着度		2/3 以上
粒子の電荷		陽(+)
留出油分(360°Cまでの)		—
蒸発残留分	%	50 以上
蒸発	針入度(25°C) 1/10mm	60 を越え150 以下
発	軟化点 °C	42.0 以上
残	タフネス (25°C) N·m	3.0 以上
留	(15°C) N·m	—
物	テナシティ (25°C) N·m	1.5 以上
	(15°C) N·m	—
貯蔵安定度(24時間)質量	%	1 以下
浸透性	s	—
凍結安定度 (-5°C)		—

5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-13を標準とし、表4-14に示す目標値を満足するように決定する。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。

表 4-13 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
通 過 百 分 率 (%)	最大粒径(13)	最大粒径(20)	
	26.5 mm	—	100
	19.0 mm	100	95~100
	13.2 mm	90~100	64~84
	4.75 mm	11~35	10~31
	2.36 mm	10~20	10~20
	75 μ m	3~7	3~7
アスファルト量		4~6	

注：上表によりがたい場合は監督職員と**協議**しなければならない。

表 4-14 ポーラスアスファルト混合物の目標値

項 目	目 標 値	
空隙率 %	20程度	
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上	
安定度 KN	3.43以上	
動的安定度 (D S) 回/mm	一般部	4,000程度
	交差点部	5,000程度

注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）

注2：上表により難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。

6. 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。

ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。

7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。

- (1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に**報告**するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、**設計図書**に関する監督職員の**承諾**を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）
- (2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。
- (3) 排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入

念に行わなければならない。

8. 受注者は、第1編1－1－6第1項の**施工計画書**の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

4-16-8 透水性舗装工

1. 透水性舗装工の施工については、**舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水性能を有する舗装**、第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定による。
2. ポーラスアスファルト混合物の配合は本編4-16-7の表4-13を標準とし、表4-14に示す目標値を満足するように決定する。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）、「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。

4-16-9 ゲースアスファルト舗装工

1. 受注者は、ゲースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。
2. 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、ゲースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。
また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。
4. 受注者は、ゲースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、ゲースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。
5. 受注者は、ゲースアスファルト舗装工の施工については、**舗装施工便覧第9章9-4-2ゲースアスファルト舗装**の規定による。
6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。
 - (2) 接着剤の規格は表4-15、表4-16を満足するものでなければならない。

表 4-15 接着剤の規格鋼床版用

項 目	規 格 値	試 験 法
	ゴムアスファルト系	
不 撥 発 分 (%)	50以上	JIS K6833-1.2
粘 度 (25°C) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1.2
指 觸 乾 燥 時 間 (分)	90以下	JIS K5600
低 温 風 曲 試 験 (-10°C 、3mm)	合 格	JIS K5600
基 盤 目 試 験 (点)	10	JIS K5600
耐 湿 試 験 後 の 基 盤 目 試 験 (点)	8以上	JIS K5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600

注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表 4-16(A) 接着剤の規格コンクリート床版用

項 目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次プライマー	2次プライマー	
指触乾燥時間 (20°C)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K5600-1*1
不揮発分 (%)	20以上	10以上	25以上	JIS K6833-1,2*2
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1*1
耐 久 性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1*1

注：※ 1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合は、コンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）

※ 2 試験方法は、JIS K 6833-1,2.、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

表 4-16(B) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質

項 目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間 (23°C)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1*1
不揮発分 (%)	20以上	50以上	35以上	JIS K6833-1,2*2
作 業 性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1*1
耐 久 性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1*1

注1：※ 1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。

※ 2 試験方法は、JIS K 6833-1,2.、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

注2：と幕系床版防水材（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。

(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、 $0.3\sim0.4$ ℓ / m^2 の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、 $0.15\sim0.2\ell / m^2$ の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。

(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。

7. 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定によらなければならない。

(1) 受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) 骨材は第1編3-6-2アスファルト舗装の材料の規定による。

また、フィラーは石灰岩粉末とし、第1編2-5-5フィラーの品質規格による。

8. グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表4-17に適合するものとする。

表4-17 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率(%)
19.0 mm	100
13.2 mm	95~100
4.75 mm	65~ 85
2.36 mm	45~ 62
600 μ m	35~ 50
300 μ m	28~ 42
150 μ m	25~ 34
75 μ m	20~ 27

(2) 標準アスファルト量の規格は表4-18に適合するものとする。

表4-18 標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率(%)
アスファルト量	7~10

(3) 受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。

(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表4-19の基準値を満足するものでなければならない。

表 4-19 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値

項目	基 準 値
流動性試験、リュエル流動性 (240°C)	sec 3 ~ 20
貫入量試験、貫入量 (40°C、52.5kg/5cm ² 、30分)	mm 表層 1 ~ 4 基層 1 ~ 6
ホイルトラッキング試験、動的安定度 (60°C、6.4kg/cm ²) 回/mm	300以上
曲げ試験、破断ひずみ (-10°C、50mm/min)	8.0 × 10 ⁻³ 以上

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

- (2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。
- (4) 受注者は、配合を決定したときには、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**し、**確認**のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに**提示**なければならない。
- (5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2mm以下を目標とする。
10. 現場配合については、受注者は舗設に先立って本編4-16-9 グースアスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。
11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
- (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表4-20を満足するものとする。

表 4-20 アスファルトプラントにおける標準加熱温度

材 料	加 热 温 度
アスファルト	220°C以下
石 粉	常温～150°C

- (2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220°Cとする。
12. 敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。
- (1) 受注者は、グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。
- (2) 一層の仕上り厚は3～4cmとする。

(3) 受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

(4) 受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督職員が**承認**した場合を除き、気温が5°C以下のときに施工してはならない。

13. 目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。

(1) 受注者は、横及び縦縫目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。

(2) 受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上に縦縫目を設けてはならない。

(3) 受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。

(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4-21の規格を満足するものでなければならない。

表2-11 目地材の規格

項目	規格値	試験法
針入度(円錐針)(mm)	9以下	舗装調査・試験法便覧
流動(mm)	3以下	
引張量(mm)	10以上	

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

(5) 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。

(6) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。

(7) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。

(8) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。

(9) プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/m²、構造物側面に対しては0.2ℓ/m²、成型目地材面に対しては0.3ℓ/m²とする。

4-16-10 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、第1編3-6-6コンクリート舗装工の規定による。

2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、配合設計を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。

4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。

5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ(路肩側低弾性タイプ)を使用するものとする。

6. 横収縮目地及び縦目地は、カッターモードとし、横収縮目地は30mに1ヶ所程度打込み目地とする。

4-16-11 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、第1編3-6-7薄層カラー舗装工の規定による。

4-16-12 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、第1編3-6-8ブロック舗装工の規定による。

第5章 堤

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第3章第8節工場製品輸送工、第1編第4章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。
4. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

ダム・堰施設技術協会	ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成29年10月）
国土開発技術研究センター	ゴム引布製起伏堰技術基準（案）	（平成12年10月）
国土交通省	仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（I 共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼材部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（III コンクリート橋・コンクリート部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会	道路橋支承便覧	（平成16年4月）
土木学会	プレストレストコンクリート工法設計施工指針	（平成3年3月）

第3節 工場製作工

5-3-1 一般事項

1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮

継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定める。

2. 受注者は、原寸、工作、溶接及び仮組立に関する事項を、第1編1-1-6 **施工計画書**第1項の**施工計画書**へ記載しなければならない。なお、**設計図書**に示されている場合または**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は、速やかに**提示**しなければならない。
4. 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、**設計図書**に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。
4. 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。

5-3-2 材 料

堰の材料については、本編4-3-2材料の規定による。

5-3-3 刃口金物製作工

刃口金物製作工の施工については、第1編3-3-14桁製作工の規定による。

5-3-4 桁製作工

桁製作工の施工については、第1編3-3-14桁製作工の規定による。

5-3-5 検査路製作工

1. 製作加工

- (1) 受注者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。
- (3) 受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。
やむを得ず現場で取付ける場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て十分な施工管理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの**確認**を行わなければならない。
- (5) 受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

2. ボルト・ナットの施工については、第1編3-3-14桁製作工の規定による。

5-3-6 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮継手製作工については、本編4-3-4鋼製伸縮継手製作工の規定による。

5-3-7 落橋防止装置製作工

落橋防止装置製作工については、本編4-3-5落橋防止装置製作工の規定による。

5-3-8 鋼製排水管製作工

鋼製排水管製作工については、本編4-3-6鋼製排水管製作工の規定による。

5-3-9 プレビーム用桁製作工

1. プレビーム用桁の製作加工については、第1編3-3-14桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッヂプライマーにより、塗装を行わなければならない。
2. 鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、本編4-7-3地組工の規定による。

5-3-10 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工については、本編4-3-7橋梁用防護柵製作工の規定による。

5-3-11 鋳造費

鋳造費については、本編4-3-8鋳造費の規定による。

5-3-12 アンカーフレーム製作工

1. アンカーフレーム製作工の施工については、第1編3-3-14桁製作工の規定による。
2. 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表5-1によらなければならない。

表5-1 ねじの種類、ピッチ及び精度

ねじの種類	ボルトの呼び径	
	68mm以下	68mmを超えるもの
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)
ピッヂ	JIS規格による	6 mm
精度	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)	3級 JIS B 0209 (一般用メートルねじー公差)

5-3-13 仮設材製作工

仮設材製作工については、本編4-3-9仮設材製作工の規定による。

5-3-14 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第1編3-3-15工場塗装工の規定による。

第4節 可動堰本体工

5-4-1 一般事項

1. 本節は、可動堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会ダム・堰施

設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

5-4-2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定による。

5-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-4既製杭工の規定による。

5-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-5場所打杭工の規定による。

5-4-5 オープンケーション基礎工

オープンケーション基礎工の施工については、第1編3-4-7オープンケーション基礎工の規定による。

5-4-6 ニューマチックケーション基礎工

ニューマチックケーション基礎工の施工については、第1編3-4-8ニューマチックケーション基礎工の規定による。

5-4-7 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

5-4-8 床版工

床版工の施工については、本編4-4-7床版工の規定による。

5-4-9 壁柱工

壁柱工の施工については、本編4-4-8壁柱工の規定による。

5-4-10 門柱工

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本編4-4-7床版工第3項及び第4項の規定による。

5-4-11 ゲート操作台工

ゲート操作台工の施工については、本編4-4-10ゲート操作台工の規定による。

5-4-12 水叩工

1. 受注者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。

5-4-13 閘門工

閘門工の施工については、本編4-4-8壁柱工の規定による。

5-4-14 土砂吐工

土砂吐工の施工については、本編5-5-8堰本体工の規定による。

5-4-15 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。

第5節 固定堰本体工

5-5-1 一般事項

1. 本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、**ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）** 第7章施工の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。

5-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によ。

5-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-4既製杭工の規定によ。

5-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-5場所打杭工の規定による。

5-5-5 オープンケーソン基礎工

オープンケーソン基礎工の施工については、第1編3-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。

5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工

ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第1編3-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。

5-5-7 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

5-5-8 堰本体工

1. 受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
2. 仮締切の施工手順によって、本体コンクリートを打ち継ぐ場合の施工については、第1編5-5-7打継目の規定によ。

5-5-9 水叩工

水叩工の施工については、本編5-4-12水叩工の規定による。

5-5-10 土砂吐工

土砂吐工の施工については、本編5-5-8堰本体工の規定による。

5-5-11 取付擁壁工

取付擁壁工の施工については、本編5-4-15取付擁壁工の規定による。

第6節 魚道工

5-6-1 一般事項

1. 本節は、魚道工として作業土工（床掘り・埋戻し）、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、魚道工の施工にあたっては、**ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基**

準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月）及び、国土交通省ダム・堰施設技術基準（案）（平成28年3月）第7章施工の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。

5-6-2 作業土工（床堀り・埋め戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床堀・埋戻し）の規定による。

5-6-3 魚道本体工

受注者は、床版部の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。

第7節 管理橋下部工

5-7-1 一般事項

本節は、管理橋下部工として管理橋橋台工その他これらに類する工種について定める。

5-7-2 管理橋橋台工

受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第8節 鋼管理橋上部工

5-8-1 一般事項

1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、現場継手工、支承工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
3. 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならぬ。
4. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならぬ。
5. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

5-8-2 材 料

鋼管理橋上部工材料については、本編4-7-2材料工の規定による。

5-8-3 地組工

地組工の施工については、本編4-7-3地組工の規定による。

5-8-4 架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、本編4-7-4架設工（クレーン架設）の規定による。

5－8－5 架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、本編4－7－5架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。

5－8－6 架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、本編4－7－6架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。

5－8－7 架設工（架設桁架設）

架設工（架設桁架設）の施工については、本編4－7－7架設工（架設桁架設）の規定による。

5－8－8 架設工（送出し架設）

架設工（送出し架設）の施工については、本編4－7－8架設工（送出し架設）の規定による。

5－8－9 架設工（トラベラークレーン架設）

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、本編4－7－9架設工（トラベラークレーン架設）の規定によ。

5－8－10 支承工

受注者は、支承工の施工については、**道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工**によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならぬ。

5－8－11 現場継手工

現場継手工の施工については、本編4－7－11現場継手工の規定による。

第9節 橋梁現場塗装工

5－9－1 一般事項

本節は、橋梁現場塗装工として、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。

5－9－2 現場塗装工

現場塗装工の施工については、本編4－8－2現場塗装工の規定による。

第10節 床版工

5－10－1 一般事項

本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。

5－10－2 床版工

床版工の施工については、本編4－9－2床版工の規定によ。

第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）

5－11－1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。

5-11-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、本編4-10-2伸縮装置工の規定による。

5-11-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編4-10-3排水装置工の規定による。

5-11-4 地覆工

地覆工の施工については、本編4-10-4地覆工の規定による。

5-11-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編4-10-5橋梁用防護柵工の規定による。

5-11-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編4-10-6橋梁用高欄工の規定による。

5-11-7 検査路工

検査路工の施工については、本編4-10-7検査路工の規定による。

5-11-8 銘板工

銘板工の施工については、本編4-10-8銘板工の規定による。

第12節 橋梁足場等設置工（鋼管理橋）

5-12-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。

5-12-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、本編4-11-2橋梁足場工の規定による。

5-12-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、本編4-11-3橋梁防護工の規定による。

5-12-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、本編4-11-4昇降用設備工の規定による。

第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）

5-13-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画へ以下の事項を記載しなければならない。
 - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
 - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れのない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。

4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着又は接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）

プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、本編4-12-2プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。

5-13-3 ポストテンション桁製作工

ポストテンション桁製作工（購入工）の施工については、本編4-12-3ポストテンション桁製作工（購入工）の規定による。

5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）

プレキャストブロック購入については、本編4-12-2プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。

5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工

プレキャストセグメント主桁組立工については、本編4-12-5プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。

5-13-6 支承工

支承工の施工については、**道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工**の規定による。

5-13-7 架設工（クレーン架設）

プレキャスト桁の運搬については、第1編第3章第8節工場製品輸送工の規定による。

5-13-8 架設工（架設桁架設）

桁架設については、本編4-7-7架設工（架設桁架設）の規定による。

5-13-9 床版・横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、本編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定による。

5-13-10 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、本編4-12-10落橋防止装置工の規定による。

第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）

5-14-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画へ以下の事項を記載しなければならない。
 - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）

- (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れのない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
 4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-14-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠および支保の規定による。

5-14-3 支承工

支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

5-14-4 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、本編4-13-4落橋防止装置工の規定による。

5-14-5 PCホロースラブ製作工

PCホロースラブ製作工の施工については、本編4-13-5PCホロースラブ製作工の規定による。

第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）

5-15-1 一般事項

1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、第1編1-1-6施工計画書第1項の施工計画へ以下の事項を記載しなければならない。
 - (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
 - (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
 - (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
 - (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れのない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。
5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。

5-15-2 架設支保工（固定）

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第5章第8節型枠および支保の規定による。

5-15-3 支承工

支承工の施工については、**道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工**の規定による。

5-15-4 PC箱桁製作工

1. 移動型枠の施工については、本編4-13-5 PCホロースラブ製作工の規定による。
2. コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、本編4-12-3 ポストテンション桁製作工の規定による。
3. PC固定・PC継手の施工については、本編4-13-5 PCホロースラブ製作工の規定による。
4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、本編4-12-3 ポストテンション桁製作工の規定による。

5-15-5 落橋防止装置工

落橋防止装置工の施工については、本編4-12-10落橋防止装置工の規定による。

第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）

5-16-1 一般事項

本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。

5-16-2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、本編4-10-2 伸縮装置工の規定による。

5-16-3 排水装置工

排水装置工の施工については、本編4-10-3 排水装置工の規定による。

5-16-4 地覆工

地覆工の施工については、本編4-10-4 地覆工の規定による。

5-16-5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、本編4-10-5 橋梁用防護柵工の規定による。

5-16-6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、本編4-10-6 橋梁用高欄工の規定による。

5-16-7 検査路工

検査路工の施工については、本編4-10-7 検査路工の規定による。

5-16-8 銘板工

銘板工の施工については、本編4-10-8 銘板工の規定による。

第17節 橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）

5-17-1 一般事項

本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。

5-17-2 橋梁足場工

橋梁足場工の施工については、本編4-11-2 橋梁足場工の規定による。

5-17-3 橋梁防護工

橋梁防護工の施工については、本編4-11-3橋梁防護工の規定による。

5-17-4 昇降用設備工

昇降用設備工の施工については、本編4-11-4昇降用設備工の規定による。

第18節 付属物設置工

5-18-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。

5-18-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

5-18-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第1編3-3-10防止柵工の規定による。

5-18-4 境界工

境界工の施工については、本編3-6-4境界工の規定による。

5-18-5 銘板工

銘板工の施工については、本編3-6-5銘板工の規定による。

5-18-6 点検施設工

点検施設工の施工については、本編3-6-6点検施設工の規定による。

5-18-7 階段工

階段工の施工については、本編3-6-7階段工の規定による。

5-18-8 観測施設工

観測施設工の施工については、本編3-6-8観測施設工の規定による。

5-18-9 グラウトホール工

グラウトホール工の施工については、本編3-6-9グラウトホール工の規定による。

第6章 排水機場

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第3章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）	（基準解説編・設備計画マニュアル編）	（平成28年10月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）		（平成26年12月）
河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）	同解説	（平成27年2月）

第3節 機場本体工

6-3-1 一般事項

1. 本節は、機場本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

6-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

2. 受注者は、基礎下面の土質が**設計図書**と異なる場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。

6-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-4既製杭工の規定による。

6-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-5場所打杭工の規定による。

6-3-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

6-3-6 本体工

1. 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。
5. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。
6. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。
7. 受注者は、目地材の施工位置については、**設計図書**によらなければならない。
8. 受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

6-3-7 燃料貯油槽工

1. 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チッピングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。
5. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方

法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。

6. 受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。
7. 受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、**設計図書**に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。
8. 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。
9. 受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないよう設置しなければならない。
10. 受注者は、目地材の施工位置については、**設計図書**によらなければならぬ。

第4節 沈砂池工

6-4-1 一般事項

1. 本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。
2. 受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**によらなければならぬ。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、沈砂池工の施工に必要となる仮水路は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならぬ。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
2. 受注者は、基礎下面の土質が**設計図書**と異なる場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならぬ。
3. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならぬ。

6-4-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-4 既製杭工の規定による。

6-4-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3-4-5 場所打杭工の規定による。

6-4-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

6-4-6 場所打擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、本編6-3-6本体工の規定による。

6-4-7 コンクリート床版工

コンクリート床版工の施工については、本編6-3-6本体工の規定による。

6-4-8 ブロック床版工

1. 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。
2. 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
4. 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
5. 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。
6. 間詰コンクリートの施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
7. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

6-4-9 現場打水路工

1. 受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。
3. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
4. 受注者は、目地材の施工については、**設計図書**によらなければならない。
5. 受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

第5節 吐出水槽工

6-5-1 一般事項

1. 本節は、吐出水槽工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなけ

ればならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。

4. 受注者は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、**設計図書**に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。

6－5－2 作業土工（床堀り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第1編3－3－3 作業土工の規定による。
2. 受注者は、基礎下面の土質が**設計図書**と異なる場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、**設計図書**に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

6－5－3 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3－4－4 既製杭工の規定による。

6－5－4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第1編3－4－5 場所打杭工の規定による。

6－5－5 矢板工

矢板工の施工については、第1編3－3－4 矢板工の規定による。

6－5－6 本体工

本体工の施工については、本編6－3－6 本体工の規定による。

第7章 床止め・床固め

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による。
4. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案） （平成26年12月）

第3節 床止め工

7-3-1 一般事項

1. 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、床止め工の施工にあたっては、**仮締切堤設置基準（案）**及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 受注者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4. 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
5. 受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に報告し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し、これを処理しなければならない。
6. 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

7-3-2 材料

床止め工の材料については、本編1-5-2材料の規定による。

7-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定による。

7-3-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第1編3-4-4既製杭工の規定による。

7-3-5 矢板工

矢板工の施工については、第1編3-3-4矢板工の規定による。

7-3-6 本体工

1. 本体工の施工については、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。

2. 受注者は、本体工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

3. 植石張りの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。

4. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。

5. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。

6. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。

7. 間詰工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。

8. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

9. 受注者は、ふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが偏平にならないように留意しなければならない。

10. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

7-3-7 取付擁壁工

取付擁壁工の施工については、本編5-4-15取付擁壁工の規定による。

7-3-8 水叩工

1. 受注者は、水叩工の施工については、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。

2. 水叩工の施工について、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

3. 受注者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

4. 受注者は、巨石張りの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によらなければならない。

5. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
6. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
7. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
8. 受注者は、間詰工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。
9. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

第4節 床固め工

7-4-1 一般事項

1. 本節は、床固め工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4. 受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようしなければならない。
5. 受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。
6. 受注者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。
また、シートの重ね合せ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。

7-4-2 材 料

床固め工の材料については本編1-5-2材料の規定による。

7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-4-4 本堤工

1. 受注者は、本堤工の施工について、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
3. 受注者は、植石張りの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定によ

る。

4. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
5. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
6. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
7. 間詰工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。
8. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

7-4-5 垂直壁工

1. 垂直壁工の施工について、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 植石張りの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。
3. 受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

7-4-6 側壁工

1. 側壁工の施工について、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 植石張りの施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。
3. 受注者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。
4. 受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、碎石を敷均し、締め固めを行わなければならない。
5. 受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

7-4-7 水叩工

水叩工の施工については、本編7-3-8水叩工の規定による。

第5節 山留擁壁工

7-5-1 一般事項

1. 本節は、山留擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。

7-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-5-3 コンクリート擁壁工

1. 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに碎石、割栗

石、または、クラッシャランを敷設し、締め固めを行わなければならない。

2. コンクリート擁壁工の施工について、第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
3. 受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

7-5-4 ブロック積擁壁工

ブロック積擁壁工の施工については、第1編3-5-3コンクリートブロック工の規定による。

7-5-5 石積擁壁工

石積擁壁工の施工については、第1編3-5-5石積（張）工の規定による。

7-5-6 山留擁壁基礎工

山留擁壁基礎工の施工については、第1編3-4-3基礎工（護岸）の規定による。

第8章 河川維持

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、第1編第3章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び本編第1章～7章の規定による。
4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱

(昭和53年7月)

第3節 巡視・巡回工

8-3-1 一般事項

本節は、巡視・巡回工として河川巡視工その他これに類する工種について定める。

8-3-2 河川巡視工

1. 受注者は、巡視にあたり、**設計図書**に示す巡視に必要な物品及び書類等を所持しなければならない。
2. 受注者は、巡視の実施時期について、**設計図書**に示す以外の時期に巡視が必要となった場合には、巡視前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、巡視途上において、河川管理施設及び河川管理に支障をきたす事実を発見した場合は監督職員に**報告**しなければならない。
4. 受注者は、巡視途上において、河川管理に関して一般住民等から通報を受けた場合は、監督職員にその内容を**報告**しなければならない。
5. 受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督職員に**提出**しなければならない。
6. 受注者は、**設計図書**で定めた資格を有する者を、河川巡視員に定めなければならない。

第4節 除草工

8-4-1 一般事項

本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定める。

8-4-2 堤防除草工

1. 受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしないものとする。ただし、**設計図書**及び監督職員の**指示**した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。
3. 受注者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工しなければならない。
ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。
4. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。
5. 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。

第5節 堤防養生工

8-5-1 一般事項

本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定める。

8-5-2 芝養生工

1. 受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、**設計図書**及び監督職員の**指示**した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は**設計図書**によらなければならぬ。また、肥料については、施工前に監督職員に**確認**を得なければならない。
なお、**設計図書**に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。

8-5-3 伐木除根工

1. 受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、**設計図書**及び監督職員の**指示**した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。

第6節 構造物補修工

8-6-1 一般事項

本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定める。

8-6-2 材 料

クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及

びセメントミルクについては**設計図書**によらなければならない。

8-6-3 クラック補修工

1. 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。
2. 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
3. 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
4. 受注者は、使用材料及び施工方法については、**設計図書**及び監督職員の**指示**によらなければならない。

8-6-4 ボーリンググラウト工

1. 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。
2. 受注者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。
3. 受注者は、**設計図書**に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**に示す順序でせん孔しなければならない。
5. 受注者は、監督職員が行うせん孔長の**確認**後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
6. 受注者は、**設計図書**に示す所定の深度までせん孔した後には、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。
7. 受注者は、**設計図書**に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。
8. 受注者は、グラウチング用配管の配管方式について、**設計図書**によらなければならない。
9. 受注者は、**設計図書**に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。
10. 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
11. 受注者は、製造されたセメントミルクの濃度を**設計図書**に従い管理しなければならない。
12. 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
13. 受注者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
14. 受注者は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーティングを行わなければならない。
15. 受注者は、監督職員から**指示**された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。
なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督職員の**指示**によらなければならない。

8-6-5 欠損部補修工

1. 受注者は、補修方法について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

- 受注者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。

第7節 路面補修工

8-7-1 一般事項

本節は、路面補修工として不陸整性工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。

8-7-2 材 料

- 路面補修工で使用する材料については、第1編3-3-2材料、3-6-2アスファルト舗装の材料、3-6-3コンクリート舗装の材料の規定による。
- アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は**設計図書**によらなければならない。
- 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。

8-7-3 不陸整性工

- 受注者は、補修面を平坦に整正した後、補修材を均等に敷均し締固めなければならない。
- 受注者は、補修面の凹部については、堤体と同等品質の材料を補充しなければならない。

8-7-4 コンクリート舗装修工

- アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とする。
- 受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列は、等間隔・千鳥状としなければならない。
- 受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッティングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。
- 受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケットル内で210°C以上、注入時温度は190°C～210°Cとしなければならない。
- 受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタル又はアスファルトモルタル等を充填しなければならない。
- 受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。
- 受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時間については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。
- アスファルト注入材料の使用量の**確認**は、質量検収によるものとし、監督職員の立会のうえ行うものとする。

なお、請負者は、施工前に監督職員に使用する計測装置の**承諾**を得なければならない。

9. 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の1舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

10. 受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。

なお、目地板の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。

11. 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

12. 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。

なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤0.8ℓ/m²程度を塗布のうえ張付なければならない。

13. 受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5~8cm程度としなければならない。

14. 受注者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合は、注入及び張付け作業を行ってはならない。

8-7-5 アスファルト舗装補修工

1. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

2. 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。

3. わだち掘れ補修箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。

4. 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、**設計図書**に関して施工前に監督職員と**協議**しなければならない。

5. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、前記第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第1編第3章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。

6. 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき及びこまい等木製型枠を使用しなければならない。

7. 受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に

均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。

- 受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

ただし、切削厚に変更のある場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は設計図面によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。

- 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より**指示**を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量を監督職員に**報告**しなければならない。

- 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

- 受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し、整形した面に均一にタックコード材を塗布しなければならない。

- 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナなどで加熱し乾燥させなければならない。

- 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または、設置位置が明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第8節 付属物復旧工

8-8-1 一般事項

本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。

8-8-2 付属物復旧工

- 受注者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より**指示**を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に**報告**しなければならない。
- 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。
- 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、**設計図書**によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビー

ム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならぬ。

第9節 付属物設置工

8-9-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防護柵工、境界杭工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。

8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

8-9-3 防護柵工

防護柵工の施工については、第1編3-3-11路側防護柵工の規定による。

8-9-4 境界杭工

境界工の施工については、本編3-6-4境界工の規定による。

8-9-5 付属物設置工

付属物設置工の施工については、第1編3-3-13道路付属物工の規定による。

第10節 清掃工

8-10-1 一般事項

本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。

8-10-2 材 料

塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、**設計図書**によらなければならない。

8-10-3 嘘芥処理工

受注者は、塵芥処理工の施工については、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

8-10-4 水面清掃工

受注者は、水面清掃工の施工については、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第11節 植栽維持工

8-11-1 一般事項

本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。

8-11-2 材 料

1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督職員に品質証明書等の、**確認**を得なければならない。

なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。

2. 客土及び間詰土は育成に適した土壤とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、さざ根等の混入及び害虫等に侵されていないものでなければならない。
3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品でなければならない。
4. 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、現場搬入時に監督職員の**確認**を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘り取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
5. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。
樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する「幹高」は、幹部の垂直高とする。
枝張り幅は、樹木の四方面に伸張した枝の幅とする。測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。
幹周は、樹木の幹の根幹の上端より1.2m上がりの位置の周長とする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、各々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。
6. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、**設計図書**によらなければならない。
7. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壤改良材の種類及び使用量は、**設計図書**によらなければならない。
8. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、**設計図書**による。

8-11-3 樹木・芝生管理工

1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について、監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。また、芝生類の施工については、第1編3-3-7植生工の規定による。
2. 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。
なお、剪定形式について監督職員より**指示**があった場合は、その**指示**によらなければならない。
3. 受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の**指示**を受けなければならない。
4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植え付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように処理しなければならない。
5. 受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。
6. 受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。

7. 受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。
8. 樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植えなければならない。
9. 受注者は、移植先の土壤に問題があった場合は、監督職員に報告し、必要に応じて、客土、肥料、土壤改良材を使用する場合は、根の回りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならぬ。
10. 受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に報告し、**協議**しなければならない。
11. 受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行なうとともに監督職員に報告し指示を受けなければならぬ。なお、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならぬ。
12. 受注者は、補植、移植の際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
13. 受注者は、補植、移植の埋戻し完了後、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならぬ。
14. 受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならぬ。
15. 受注者は幹巻きする場合は、こも又はわらを使用する場合、わら縄又はシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならぬ。
16. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならぬ。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻き **シュロ縄** を用いて動かぬよう結束しなければならぬ。
17. 受注者は移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならぬ。
18. 受注者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならぬ。
19. 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂及びゴミ等の除去及び除草を行わなければならぬ。
20. 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく使用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならぬ。
なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督

職員の**指示**を受けなければならない。

21. 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への**通知**の方法等について、施工前に監督職員に報告のうえ、必要に応じて監督職員の**指示**を受けなければならない。
22. 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含めむらのないように散布しなければならない。
23. 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。
24. 植栽樹木の植替え
 - 1) 受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。
 - 2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2／3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1／3以上の主幹が枯れたものとする。この場合、枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。
 - 3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会いのうえ行うものとし、植え替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
 - 4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災等により流失、折損または倒木した場合はこの限りではない。
25. 受注者は、植栽帶盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
26. 受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
27. 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。

第12節 応急処理工

8-12-1 一般事項

本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。

8-12-2 応急処理作業工

1. 受注者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に**報告**しなければならない。

第13節 撤去物処理工

8-13-1 一般事項

本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定める。

8-13-2 運搬処理工

1. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。
2. 受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、**設計図書**に定めのない場合は、監督職員の**指示**を受けなければならない。

第9章 河川修繕

第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第1編第3章第11節軽量盛土工、第1編第3章第10節仮設工の規定による。
3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編及び本編第1章～7章の規定による。
4. 受注者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。
5. 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)

日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）

（基準解説編・**設備計画マニュアル編**） (平成28年10月)

河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案） 同解説 (平成27年2月)

第3節 腹付工

9-3-1 一般事項

本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定める。

9-3-2 覆土工

作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）の規定による。

9-3-3 植生工

植生工の施工については、第1編3-3-7植生工の規定による。

第4節 側帯工

9-4-1 一般事項

本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定める。

9-4-2 縁切工

1. 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、**設計図書**によらなければならない。

2. 縁切工のうち、じやかごの施工については、第2編1－5－13羽口工の規定による。
3. 縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第1編3－5－3コンクリートブロック工の規定による。
4. 縁切工のうち、石張りの施工については、第1編3－5－5石積（張）工の規定による。
5. 受注者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。

9－4－3 植生工

植生工の施工については、第1編3－3－7植生工の規定による。

第5節 堤脚保護工

9－5－1 一般事項

本節は、堤脚保護工として作業土工（床掘り・埋戻し）、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。

9－5－2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3－3－3作業土工の規定による。

9－5－3 石積工

石積工の施工については、第1編3－5－5石積（張）工の規定による。

9－5－4 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、第1編3－5－3コンクリートブロック工の規定による。

第6節 管理用通路工

9－6－1 一般事項

本節は、管理用通路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、防護柵工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。

9－6－2 防護柵工

1. 防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第1編3－3－11路側防護柵工の規定による。
2. 防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第1編第3章第9節構造物撤去工の規定による。
3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。

9－6－3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1編3－3－3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

9－6－4 路面切削工

受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

9-6-5 舗装打換え工

1. 既設舗装の撤去

- (1) 受注者は、**設計図書**に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。
- (2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に報告し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

2. 舗設

受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

- (1) シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、**設計図書**に示す条件で施工を行わなければならない。
- (2) 舗設途中の段階で交通開放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。
- (3) 受注者は、監督職員の**指示**による場合を除き、舗装表面温度が50°C以下になってから交通開放を行わなければならない。

9-6-6 オーバーレイ工

1. 施工面の整備

- (1) 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関する監督職員の**承諾**を得なければならぬ。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。
- (2) 受注者は、オーバーレイ工に先立つて施工面の有害物を除去しなければならぬ。
- (3) 既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、**設計図書**によらなければならない。
- (4) 受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならぬ。

2. 舗設

- (1) セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は、**設計図書**によらなければならない。
- (2) 舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。

9-6-7 排水構造物工

1. 排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、本編1-9-9側溝工の規定による。
2. 排水構造物工のうち、集水柵工、人孔、蓋の施工については、本編1-9-10集水柵工の規定による。

9-6-8 道路付属物工

1. 道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第1編3-3-8縁石工の規定による。
2. 道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第1編第3章第9

節構造物撤去工の規定による。

- 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。

第7節 現場塗装工

9-7-1 一般事項

- 本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定める。
- 受注者は、現場塗装の施工管理区分については、**設計図書**によらなければならない。
- 受注者は、塗装仕様については、**設計図書**によらなければならない。
- 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

9-7-2 材 料

現場塗装の材料については、本編5-3-2材料の規定による。

9-7-3 付属物塗装工

- 受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は**設計図書**に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。

表9-1 素地調整程度と作業内容

素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッヂペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用、ブラスト法
3種A	15~30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外も不良部(さび・割れ・ふくれ)は除去する。	同上
3種B	5~15%	15~30%	同上	同上
3種C	5%以下	5~15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

- 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合は、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m²以上の時は水洗いしなければならない。
- 素地調整程度1種の施工については、本編4-8-2現場塗装工の規定による。
- 受注者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調

整状態を**確認**したうえで下塗りを施工しなければならない。

5. 素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、本編4-8-2現場塗装工の規定による。
6. 中塗り、上塗りの施工については、本編4-8-2現場塗装工の規定による。
7. 施工管理の記録については、本編4-8-2現場塗装工の規定による。

9-7-4 コンクリート面塗装工

コンクリート面塗装工の施工については、第1編3-3-16コンクリート面塗装工の規定による。